

# 京都府政マーケティング業務委託仕様書

## 1 委託業務名

京都府政マーケティング業務

## 2 業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

## 3 趣旨

戦略的な広報活動の展開を図るため、専門的知識や豊富な実践経験を有する人材により、府政に関連する様々な広報業務を総合的に調整し、効果的な広報を展開するとともに、府が編集及び発行等の権限を有する広報媒体においても、広報戦略に沿ったデザイン・原稿作成等と総合調整（ディレクション）を行う。

## 4 業務内容

### (1) 重点広報発信業務の統括・プロデュース業務

- ① 府政広報に関し、媒体選定・発信、効果測定まで、府、京都府戦略的広報PR事業及び京都府政情報関西PR強化業務を受託する事業者等関係事業者との調整や助言等、戦略的・効果的な広報展開を統括するマーケティングプロデュース業務。
- ② 広報マーケティングプロデューサーの統括のもと、広報効果を高めるクリエイティブの制作のため、京都府が制作する印刷物等の広報ツールのデザイン及びアドバイスや府広報番組（ラジオ）の原稿制作において、事業課等とのヒアリング、デザイナー及びライターへの指示等を行うディレクション業務。
- ③ 広報マーケティングプロデューサーの統括のもと、京都府が制作する広報番組（テレビ）のシナリオ等への助言や出演時のディレクション等を行うアドバイザー業務。

### (2) 必要な体制の構築

(1) を実施するため、必要な専門家を配置するものとする。（他業務との兼任も可）

#### ① 広報マーケティングプロデューサー

広報企画の知識経験を有し、効果的な広報発信のための助言、総合的なコーディネートを行うことができる広報マーケティングプロデューサーを配置する。

#### ② クリエイティブ制作のためのディレクター

広報企画の知識経験を有し、広報戦略に沿ったクリエイティブの制作のための調整を行うディレクターを配置する。

#### ③ デザイナー

専門的知見に基づき、京都府において制作する印刷物等の広報ツールのデザインやアドバイスを行うことのできるデザイナーを配置する。

④ ライター

専門的知見に基づき、京都府において制作する広報番組（ラジオ）の原稿を制作できるライターを配置する。

⑤ テレビシナリオ等アドバイザー

専門的知見に基づき、京都府において制作する広報番組（テレビ）のシナリオ等への助言や、出演時のディレクション等を行うアドバイザーを配置する。

⑥ その他必要な人材

**(3) 打ち合わせ**

業務の遂行に当たり、広報マーケティングプロデューサー及びテレビシナリオ等アドバイザーにおいては、広報課等において府と月2回以上、クリエイティブ制作のためのディレクターにおいては、週1回以上の定期的な打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で府とやりとりを行い、対応するものとする。

**5 成果の帰属及び秘密保持**

(1) 本業務により得られた成果は、原則として府に帰属する。

(2) 秘密保持

① 本業務に関し、受託者が府から受領又は閲覧した資料等は、府の了解無く公表又は使用してはならない。

② 受託者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

**6 その他**

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、府と協議して定める。